

監査公告第7号

定期監査結果に基づき加賀市病院事業管理者が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市病院事業管理者から報告がありましたので、同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成29年7月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

病院管理部 定期監査結果にかかる対応報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・未集金の対応について、次のとおり意見を付す。

「前年度にも未収金について、先進地の事例などを参考に検討する旨の説明があったが、その後、大きな進捗は無いように見受けられる。

諸事情の改善も含め、現状より効果的がある手続きを早急に策定し、状況の改善に努められたい。」

対 応

平成 28 年度末の窓口未収金総額は 80,010 千円であり、前年度と比較すると 28,933 千円増加しています。

この総額には、カード決済、交通事故の委任請求、出産一時金など、後日、企業等から確実に入金が見込まれる金額 31,871 千円を含んでおり、そういった額が前年度と比較すると 18,539 千円増加しています。

これ以外が患者個人の未収金であり、前年度と比較すると 10,394 千円増加し 48,139 千円となりました。

この患者個人の未収金をいかに少なくしていくかが大事なことであり、従来から行っている督促や集金などを、より強化していきたいと思えます。

また、法律事務所等による債権回収なども検討対象としたいと思えます。法令を遵守した方法とはいえ、うまく地域性にかみ合うのか、といったことなどもあわせて評価し、実現性を探りたいと思っております。